

傷害保険について

こんな時に保険料をお支払いします

- スポーツ教室参加中に発生した偶然な外来の事故により参加者がケガをしたり死亡したりした場合に保険料をお支払いします。

お支払いする保険金

- 死亡保険金
事故の日から180日以内に、そのケガのために死亡されたときは、ご契約金額の全額をお支払いします。
- 後遺傷害保険金
事故の日から180日以内に、そのけがのために後遺障害が生じたとき、その程度に応じてご契約金額の全額から3%まで、所定の額をお支払いします。
- 入院保険金
ケガによる入院の日数に対して、事故の日から180日を限度として入院保険金日額をお支払いします。
- 通院保険金
ケガによる通院の日数に対して、90日を限度として通院保険金日額をお支払いします。
ただし、事故の日から180日を経過した後の通院および平常の業務、または生活に従事することに支障がない程度に治ったとき以降の通院に対しては、お支払いできません。

こんなときは保険金をお支払いできません

- 故意 ・ 自殺行為 ・ 犯罪行為 ・ 闘争行為などによる傷害
- 地震 ・ 噴火または津波による傷害
- 脳疾患 ・ 疾病 ・ 心神喪失による傷害
- 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)や腰痛で他覚症状のない場合など

◎ 被保険者1名あたりの保険金額・日額は、次のとおりです。

補償項目	保険金額	保険料
死亡・後遺障害	2,700 千円	8 円
入院(1日につき)	3,000 円	8 円
通院(1日につき)	2,000 円	5 円
1名あたり保険料合計		21 円